

### 3. 歴史学と歴史教育の歴史(2) —歴史教育の戦後史と教科書裁判

2025.10.17. 大橋 幸泰

はじめに

戦前以来、国家主義の立場から、歴史学と歴史教育(特に後者)への介入がしばしば惹起

→その傾向に対する歴史学関係者の態度／戦前は無抵抗(or 無頓着)、戦後は歴史学の成果を反映させる歴史教育を志向

→戦後、政治介入を招くとともに、知識偏重傾向へ(ここまで前回の内容)

\* この間の政治介入の手段は教科書検定／20C後半、家永教科書裁判において歴史教育のみならず学問と教育との関係について、さまざまな課題が提起される

→本日は、戦後歴史教育の転回過程を跡づける／とりわけ、教科書裁判が提起した課題が現代 21C の歴史学・歴史教育にどのような影響をおよぼしているかを考える。

#### 1. 社会科の誕生

教科としての社会科／1947年新設

\*戦前は、国史・地理・修身・法制・経済・公民など、個別的編成

→民主主義制度構築のため、公民教育を軸とする方向性が内在的に提起される／文部省内に公民教育刷新委員会を設置(1945.11.)

\* 「社会生活に対する客観的、具体的な認識」の育成が目標／社会科の精神を先取り

→加えて、米国の social studies という教科の紹介

\* アメリカ教育視察団の来日と提言(1946.3.)／GHQ内のCIE(民間情報教育局)の指導

→社会科の誕生(1947)／特徴として、a. 民主的国家・社会の構築を目標、b. 総合教科としての性格

#### 2. 学習指導要領の変遷

(1)全体の傾向

a. 試案から、拘束力強化へ

b. 民主化の強調から、国民としての自覚と国際化の推進の強調へ

(2)高校日本史の目標

① 1947年版／「試案」として、社会科という総合科目がスタート

\* 高校日本史の学習指導要領が登場するのは1951年版以降

① 1951年版(52年度実施)／合理的・批判的態度の育成に重点

→科学的学習対象としての日本史

② 1960年版(63年度実施)／「日本の文化が、政治や社会・経済の動きとどのような関連をもちながら形成され、発展してきたかについて考察」

→文化学習としての日本史

\* 学習指導要領から「試案」の語が消え、官報に告示／法的拘束力が付与／背景に池田-ロバートソン会談

③ 1970年版(73年度実施)／「日本の文化を時代的背景や歴史の流れと関連させながら総合的に考察」

→文化の総合的学習としての日本史

④ 1978年版(82年度実施)／「我が国の歴史における文化の形成と展開を、広い視野に立って考察させることによって、歴史的思考力を培い、現代日本の形成の歴史的過程と自国の文化の特色を把握させて、国民としての自覚を深める」

→内容の取り扱いにおいても、文化の総合的学習が日本史の基本的性格であることを明記

- ⑤ 1989年版(94年度実施)／「我が国の歴史の展開を、世界史的視野に立って総合的に理解させ、我が国の文化と伝統の特色についての認識を深めさせることによって、歴史的思考力を培い、国民としての自覚と国際社会に生きる日本人としての資質を養う」  
→国民としての自覚と国際社会に生きる日本人の育成としての日本史
- ⑥ 2008年版(2013年度実施)／「我が国の歴史の展開を諸資料に基づき地理的条件や世界の歴史と関連付けて総合的に理解させ、我が国の伝統と文化の特色についての認識を深めさせることによって、歴史的思考力を培い、国際社会に主体的に生きる日本国民としての自覚と資質を養う」  
→89年版と同内容(さらに「国際社会に主体的に生きる日本国民」を強調)＋諸資料の活用
- ⑦ 2018年版(22年度実施)／「グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力」を育成／「諸資料から我が国の歴史に関する様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付ける」／「概念などを活用して多面的・多角的に考察したり、歴史に見られる課題を把握し解決を視野に入れて構想したりする力や、考察、構想したことを効果的に説明したり、それらを基に議論したりする力を養う」／「日本国民としての自覚、我が国の歴史に対する愛情、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての自覚などを深める」  
→08年版の言い換えに加えて、諸資料・概念の活用

### 国家・社会の構造把握による科学的思考力の涵養から、文化把握による愛国心の涵養へ、転回

→徐々に歴史学と歴史教育の分断が促される

- ①②戦後歴史学における歴史学の科学性の提起と併走
- ③④歴史学から離脱傾向
- ⑤⑥歴史学による国民国家論の提起と矛盾

⑥⑦国民国家論との矛盾の一方で、諸資料・概念の活用によるアクティブラーニングの導入／加えて歴史的思考力の涵養を強調

→この間、実際の歴史教科書の叙述や学校での歴史教育では、歴史学の成果を反映させようとの努力／教科書検定と教科書執筆者・歴史教育関係者とのせめぎ合い／⑥⑦の諸資料・概念の活用、歴史的思考力の涵養という目標は歴史学の成果を反映／したがって、歴史学と歴史教育の分断のみではない

\*ただし、⑤以降の学習指導要領に記載されている「歴史的思考力」については曖昧

### 3. 教科書検定違憲訴訟

#### (1) 経緯

文部省による戦後最初の国定歴史教科書／『くにのあゆみ』(1946、家永三郎・森末義彰・岡田章雄・大久保利謙による執筆)

\*考古学的事実、社会経済史の加味／しかし、旧態依然の叙述に批判

教育改革の一環として、地方検定構想による検定制度採択／検定権は都道府県教育委員会が保持(1948)

\*ただし、紙不足とGHQによる検閲制度との関連で、文部大臣が暫定的に検定権限を行使

→検定権限は文部大臣に一元化(1953)／地方検定構想は一度も日の目をみることなく実施されず／西側陣営への帰属を前提とした独立回復(1952)を背景に、池田-ロバートソン会談(1953)による影響

→教育行政の中央集権化、学習指導要領の拘束力と教科書検定の強化

→家永三郎、教科書検定違憲訴訟提訴(1965)

#### (2) 争点

直接的には、家永三郎が執筆した教科書(三省堂版『新日本史』)に対する教科書検定の違憲性・違法性

\*より普遍的には、教科書検定制度の違憲性・違法性／前提に、憲法の底流にある戦争に対する反省がないがしろにされている、との思い

a.教科書検定を通じて国家が教育内容を統制することは、日本国憲法・教育基本法に違反する

b.教科書検定は憲法が禁止する検閲にあたり、憲法が保障する学問・思想・表現の自由を侵している

#### (3) 意義

- a.三次にわたる訴訟のうち、教科書検定の違法性を認める判決が半数を超えた
- b.歴史学・教育学・法学をはじめ学問に関わる広範な研究者の他、学校・地域の教育に関わる一般市民など、幅広い人々の関心と呼び、「学問・思想・表現の自由」とは何かが問われた
- c.教科書検定制度の情報公開と簡素化が促された
- d.歴史教科書に限っていえば、具体的争点を通じて、戦争における日本の被害の面の他、加害の面も叙述する必要性が認識された

**\* 特に第二次訴訟一審判決(杉本判決)の画期性／原告側の主張をほぼ承認**

**→検定審査が許される範囲／誤記・誤植、客観的に明らかな誤りに限る**

#### (4)問題と課題

- a.検定の一部の違法性が認められたにすぎない上、検定制度そのものについて違憲判決は出なかった
  - b.検定制度の簡素化は、一方で教科書会社・執筆者の一部「自制」を促した
  - c.戦争における日本の加害の側面を強調する必要性が認識されることにもなって、これを「自虐」史観と捉えてナショナリズムを喚起する教科書を立ち上げる動きが具体化した
- 1990代、自由主義史観研究会・新しい歴史教科書をつくる会の発足／現行教科書を「自虐」史観の教科書として批判／『新しい歴史教科書』『新しい公民教科書』検定合格(2001)／以後、類似の教科書が存続

#### (5)その後の影響

##### a.教科書検定の性格の転換を促す

- ①誤記・誤植や根拠の指摘に重点を移す
- ②書き換えさせる検定から、加筆させる検定へ／特に政府が主張する事項／ただし、必ずしも学問的見地に立った見解とは限らない

##### b.教科書の位置づけと授業方法の転換を促す

- ①教科書は教材の一つ／「教科書を」教えるのではなく、「教科書で」教える／教科書は「主たる教材」であって、絶対的教材ではない
- ②アクティブラーニング／諸資料を自分でよみといたり、探し出したりする探究活動が期待される

#### おわりに

教科書の理想は自由発行・自由採択

→ただし、課題がある

- a.どんなに良質な教科書が登場しても、教科書として提示された瞬間、教科書は一種の権威として、教員・生徒の前に立ちはだかる
- b.学問の方法を無視した教科書の登場を覚悟する必要がある

学問の成果に立脚した教科書を見極める必要／教科書そのものを相対化するために、教員も生徒も主体的に学ぶ姿勢が求められる

→これらは教科書裁判の成果の到達点／歴史総合・日本史探究・世界史探究の前提

#### 【参考文献】

- 海後宗臣『歴史教育の歴史』（東京大学出版会、1969年）
- 遠山茂樹『歴史学から歴史教育へ』（岩崎書店、1980年）
- 安在邦夫 他編『法廷に立つ歴史学』（大月書店、1993年）
- 教科書検定訴訟を支援する全国連絡会編『検定に違法あり！』（青木書店、1997年）
- 教科書検定訴訟を支援する歴史学関係者の会編『歴史の法廷』（大月書店、1998年）
- 石山久男『教科書検定—沖繩戦「集団自決」問題から考える』（岩波書店、2008年）

#### 【付記】

- ・明日までに、Waseda Moodleにて講義記録の提出を求める。